



鳥取県公報

令和2年7月3日(金)
号外第65号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部を改正する規則(47)(情報政策課)・・・・・・・・・・4
	鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(48)(人事企画課)・・・・・・・・・・6
	鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(49)(住まいまちづくり課)・・・・7
◇ 教委規則	鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部を改正する規則(6)(教育総務課)・・・・・・・・・・10

==== 公布された規則のあらまし =====

◇鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正に伴い、規則で定めることとされた個人番号を利用することができる事務を定める。

2 規則の概要

- (1) 個人番号を利用することができる私立の高等学校等への就学に要する費用の援助に関する事務に、県内に所在する私立の高等学校等において教育を受ける生徒に対して親権を行う者その他のその生徒の就学に要する経費を負担すべき者の経済的負担の軽減を図るために交付する鳥取県私立高等学校等総合支援金の受給資格の認定に関する事務を追加する。
- (2) 個人番号を利用することができる私立の高等学校の専攻科への就学に要する費用の援助に関する事務は、県内に所在する私立の高等学校の専攻科において教育を受ける生徒に対して親権を行う者その他のその生徒の就学に要する経費を負担すべき者の経済的負担の軽減を図るために交付する鳥取県私立高等学校専攻科支援金の受給資格の認定に関する事務とする。
- (3) 施行期日は、鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

◇鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の廃止に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 附属機関の庶務担当機関を定める規定中、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会及び米子駅前通り土地区画整理事業評価員を削る。
- (2) 施行期日は、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例の施行の日とする。

◇鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取県屋外広告物条例の一部が改正され、広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）の点検義務を課すこととされたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 広告物等の点検義務につき規則で定める事項は、次のとおりとする。
 - ア 広告物等の上端の位置が地上から4メートルを超えるもの又は広告物の表示面積の合計が10平方メートルを超えるものの点検は、次のいずれかの者に行わせなければならない。
 - (ア) 屋外広告物法に規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
 - (イ) 1級建築士又は2級建築士
 - (ウ) 電気工事士
 - (エ) 第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
 - (オ) 職業能力開発促進法に基づく技能検定で広告美術仕上げに係るものに合格した者
 - (カ) 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者

- イ 点検を行ったときは、知事が別に定めるところによりその結果を記録し、これを2年間保存しなければならない。
- ウ 点検及び点検の結果の記録が不要な広告物等は、次に掲げる広告物等とする。
- (ア) 建築物の壁面、へい、垣、電柱その他これらに類するもの（以下「壁面等」という。）に直接塗装されたもの
- (イ) 壁面等に貼り付けられたシート、はり紙これらに類するもの
- (ウ) 電柱に巻き付ける広告板
- (エ) 立看板その他これに類するもの
- (オ) バス停留所標識を利用する広告板
- (カ) 広告幕
- (キ) 気球広告
- エ 広告物等の点検は、広告物等の設置の完了後、速やかに行わなければならない。
- オ エの場合のほか、点検は、次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める期間以内に行わなければならない。
- (ア) 条例の規定による許可を受けた広告物等 許可の期間の満了日前6月以内
- (イ) (ア)の広告物等以外の広告物等 前回の点検を実施した日から起算して2年以内
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
- ア 施行期日は、令和3年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第47号

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則（平成28年鳥取県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（私立の高等学校等への就学に要する費用の援助に関する事務）</p> <p>第6条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を退学した者が県内に所在する私立の高等学校等に入学して学び直す場合に交付する私立高等学校等学び直し支援金又は県内に所在する私立の高等学校等において<u>教育を受ける生徒に対して親権を行う者その他のその生徒の就学に要する経費を負担すべき者の経済的負担の軽減を図るために交付する鳥取県私立高等学校等総合支援金の受給資格の認定に関する事務とする。</u></p>	<p>（私立の高等学校等への就学に要する費用の援助に関する事務）</p> <p>第6条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を退学した者が県内に所在する私立の高等学校等に入学して学び直す場合に交付する私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定に関する事務とする。</p>
<p>（私立の高等学校の専攻科への就学に要する費用の援助に関する事務）</p> <p>第7条 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、県内に所在する私立の高等学校の専攻科において<u>教育を受ける生徒に対して親権を行う者その他のその生徒の就学に要する経費を負担すべき者の経済的負担の軽減を図るために交付する鳥取県私立高等学校専攻科支援金の受給資格の認定に関する事務とする。</u></p>	
<p>（私立の中学校への就学に要する費用の援助に関する事務）</p> <p>第8条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、県内に所在する私立の中学校において教育を受ける生徒に対して親権を行う者その他のその生</p>	<p>（私立の中学校への就学に要する費用の援助に関する事務）</p> <p>第7条 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、県内に所在する私立の中学校において教育を受ける生徒に対して親権を行う者その他のその生</p>

徒の就学に要する経費を負担すべき者の経済的負担の軽減を図るために交付する私立中学校就学支援金の受給資格の認定に関する事務とする。

徒の就学に要する経費を負担すべき者の経済的負担の軽減を図るために交付する私立中学校就学支援金の受給資格の認定に関する事務とする。

附 則

この規則は、鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（令和2年鳥取県条例第40号）の施行の日から施行する。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第48号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(附属機関の庶務担当機関)</p> <p>第159条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">附属機関</th> <th style="width: 50%;">庶務担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td>技術企画課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県土地利用審査会</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	附属機関	庶務担当機関	略		略	技術企画課	鳥取県土地利用審査会		略		<p>(附属機関の庶務担当機関)</p> <p>第159条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">附属機関</th> <th style="width: 50%;">庶務担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td>技術企画課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県土地利用審査会</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">米子駅前通り土地区画整理事業評価員</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	附属機関	庶務担当機関	略		略	技術企画課	鳥取県土地利用審査会		米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会		米子駅前通り土地区画整理事業評価員		略	
附属機関	庶務担当機関																								
略																									
略	技術企画課																								
鳥取県土地利用審査会																									
略																									
附属機関	庶務担当機関																								
略																									
略	技術企画課																								
鳥取県土地利用審査会																									
米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会																									
米子駅前通り土地区画整理事業評価員																									
略																									

附 則

この規則は、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例（令和2年鳥取県条例第46号）の施行の日から施行する。

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第49号

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(適用除外の基準等)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>(点検義務)</u></p> <p><u>第5条の2 広告物等の上端の位置の高さが地上から4メートルを超えるもの又は広告物の表示面積の合計が10平方メートルを超えるものに係る条例第7条の3第1項及び第2項の点検は、次の各号のいずれかに該当する者に行わせなければならない。</u></p> <p><u>(1) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者</u></p> <p><u>(2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する1級建築士又は同条第3項に規定する2級建築士</u></p> <p><u>(3) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士</u></p> <p><u>(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号から第3号までに掲げる第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者</u></p> <p><u>(5) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の技能検定で広告美術仕上げに係るものに合格した者</u></p> <p><u>(6) 屋外広告業の事業者団体が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に規定する公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者</u></p> <p><u>2 条例第7条の3第1項及び第2項の点検を行ったときは、知事が別に定めるところによりその結果を記録し、これを2年間保存しなければならない</u></p>	<p>(適用除外の基準等)</p> <p>第5条 略</p>

<p>い。</p> <p>3 <u>条例第7条の3第1項ただし書及び同条第2項ただし書の他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのない広告物等として規則で定めるものは、次に掲げる広告物等とする。</u></p> <p>(1) <u>建築物の壁面、へい、垣、電柱その他これらに類するもの（以下「壁面等」という。）に直接塗装されたもの</u></p> <p>(2) <u>壁面等に貼り付けられたシート、はり紙その他これらに類するもの</u></p> <p>(3) <u>電柱に巻き付ける広告板</u></p> <p>(4) <u>立看板その他これに類するもの</u></p> <p>(5) <u>バス停留所標識を利用する広告板</u></p> <p>(6) <u>広告幕</u></p> <p>(7) <u>気球広告</u></p> <p>4 <u>条例第7条の3第1項の点検は、広告物等の設置の完了後（条例第4条の規定に基づき許可の内容を変更する場合にあっては、当該変更後）、速やかに行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>条例第7条の3第2項の点検は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間以内に行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>条例第3条第1項又は第3条の2第3項の規定による許可を受けた広告物等 許可の期間の満了日前6月以内</u></p> <p>(2) <u>(1)に掲げる広告物等以外の広告物等 条例第7条の3第1項又は第2項の点検を実施した日から起算して2年以内</u></p>	<p>(保管した広告物等を売却する場合の手続)</p> <p>第8条 <u>屋外広告物法第8条第3項の規定による保管した広告物及び掲出物件の売却については、同法及び条例で定めるもののほか、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の規定を準用する。</u></p> <p>(講習の課程)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者については、その申請により、前項第3号に掲げる講習の課程を免除する。</p> <p>(1) <u>建築士法第2条第1項に規定する建築士</u></p> <p>(2) <u>電気工事士法第2条第4項に規定する電気工事士</u></p>
<p>(保管した広告物等を売却する場合の手続)</p> <p>第8条 <u>屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第3項の規定による保管した広告物及び掲出物件の売却については、同法及び条例で定めるもののほか、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の規定を準用する。</u></p> <p>(講習の課程)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者については、その申請により、前項第3号に掲げる講習の課程を免除する。</p> <p>(1) <u>建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者</u></p> <p>(2) <u>電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者</u></p>	<p>(保管した広告物等を売却する場合の手続)</p> <p>第8条 <u>屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第3項の規定による保管した広告物及び掲出物件の売却については、同法及び条例で定めるもののほか、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の規定を準用する。</u></p> <p>(講習の課程)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者については、その申請により、前項第3号に掲げる講習の課程を免除する。</p> <p>(1) <u>建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者</u></p> <p>(2) <u>電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者</u></p>

<p>(3) 電気事業法第44条第1項第1号から第3号までに掲げる第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者</p> <p>(4) 職業能力開発促進法第20条に規定する公共職業訓練若しくは同法第24条第3項に規定する認定職業訓練で帆布製品製造科に係るものを修了した者又は同法第28条第1項に規定する職業訓練指導員の免許で帆布製品製造科に係るものを受けた者</p> <p>3 略</p> <p>別表第1（第4条、第5条関係） 広告物の表示等の許可基準</p> <p>1 野立ての<u>広告物等</u></p> <p>ア～エ 略</p> <p>2～12 略</p>	<p>者</p> <p>(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号から第3号までに掲げる第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者</p> <p>(4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第20条に規定する公共職業訓練若しくは同法第24条第3項に規定する認定職業訓練で帆布製品製造科に係るものを修了した者又は同法第28条第1項に規定する職業訓練指導員の免許で帆布製品製造科に係るものを受けた者</p> <p>3 略</p> <p>別表第1（第4条、第5条関係） 広告物の表示等の許可基準</p> <p>1 野立ての<u>広告物又は広告物を掲出する物件</u> （以下「<u>広告物等</u>」という。）</p> <p>ア～エ 略</p> <p>2～12 略</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県屋外広告物条例施行規則第5条の2第5項の規定にかかわらず、この規則の施行の日において現に表示し、又は設置されている広告物等（鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第13号。以下「条例」という。）第3条第1項又は第3条の2第3項の許可を受けて表示し、又は設置されている広告物等を除く。）に係る条例第7条の3第2項の点検は、令和5年3月31日までに行わなければならない。

教育委員会規則

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月3日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

鳥取県教育委員会規則第6号

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則（平成28年鳥取県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(県立学校への就学に要する費用の援助に関する事務)</p> <p>第2条 条例別表第1の<u>8</u>の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(授業料の徴収に関する事務)</p> <p>第3条 条例別表第1の<u>9</u>の項の教育委員会規則で定める事務は、鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）第2条第1項の授業料の徴収に関する事務とする。</p> <p>(鳥取県育英奨学資金の貸与に関する事務)</p> <p>第4条 条例別表第1の<u>10</u>の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(県立学校への就学に要する費用の援助に関する事務)</p> <p>第2条 条例別表第1の<u>7</u>の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(授業料の徴収に関する事務)</p> <p>第3条 条例別表第1の<u>8</u>の項の教育委員会規則で定める事務は、鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）第2条第1項の授業料の徴収に関する事務とする。</p> <p>(鳥取県育英奨学資金の貸与に関する事務)</p> <p>第4条 条例別表第1の<u>9</u>の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

附 則

この規則は、鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（令和2年鳥取県条例第40号）の施行の日から施行する。